

さぬき市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し必要な事項を検討するため、さぬき市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 保健・医療又は福祉関係者
 - (2) 各種団体関係者
 - (3) 行政関係担当者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他市長が特に必要と認める者
- 3 委員の任期は、委員会の目的を達成したときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要あるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日より施行する。
- 2 第4条の規程にかかわらず、この要綱による最初の委員会は市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日より施行する。